

## 第6回秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会 議事要旨

開催の日時 平成28年7月14日(木) 午前11時から11時30分まで

開催の場所 ふきみ会館3階 大会議室

委員の定数 23名

出席委員 20名(うち代理出席1名)

会議内容

- ・会長職務代理者の指定
- ・議事
  - (1) 秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約の改正について
  - (2) バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項の改正について

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員の紹介

4 会長職務代理者の指定

司会 分科会設置規約第3条第3項の規定により、会長職務代理者はあらかじめ会長が指定することとなっている。会長による指定をお願いします。

会長 秋田市都市整備部長を指定する。

司会 これより、次第5の「議事」に入る。分科会設置規約第3条第2項の規定により、議事の進行は会長をお願いします。

5 議事

会長 議事1「秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会設置規約の改正について」を、事務局から説明願う。

事務局	(資料に沿って説明)
会長	質問等はないか。 では、議事1について承認してよいか。
委員一同	異議なし。
会長	次に議事2「バス路線再生分科会において協議が整っているとする見なし事項の改正について」を、事務局から説明願う。
事務局	(資料に沿って説明)
会長	質問等はないか。
会長	議事2の見なし事項一覧において、「分科会への対応」欄の記載が、「事後報告」と空欄に分かれているが、対応が異なる理由は何か。
事務局	平成21年度に見なし事項を設定した際、利用者に不利益となる変更については「事後報告」としたものである。 なお、実際の運用では、空欄にしている事項についても、機会を捉えて報告することとしたい。
会長	報告なしとした場合、何らかの不都合が生じる可能性もあるので、全ての事項について「事後報告」にした方がよいのではないか。
事務局	「分科会への対応」欄を削除し、下部の「(補足)」の所に、全て事後報告とする旨の記載をすることとしたい。
会長	ほかに質問等はないか。
委員一同	なし。
会長	では、議事2について、見なし事項一覧を修正するという事で承認してよいか。

委員一同

異議なし。

会長

「定期券」は、新設の場合に見なし事項になるようだが、割引率が他のバス交通機関と同程度以下の範囲で変更した場合は、分科会の協議事項となってしまうのではないか。

事務局

他のバス交通機関と同じ割引率にしているので、事実上「同程度以下」の変更ということは起こらない。

会長

ほかに質問等はないか。

委員一同

なし。

会長

では、議事2について承認してよいか。

委員一同

異議なし。

会長

以上で今回の議事を終了する。

## 6 その他

司会

その他として、委員又は事務局から何かあるか。

事務局

昨年度、地域公共交通協議会においてご協議いただき、本年度から第2次秋田市公共交通政策ビジョンがスタートしたところである。

第2次ビジョンではバス路線の再編を掲げていることから、具体的な案がまとまり次第、本分科会の皆様にご協議いただくことになるので、その際はよろしく願います。

司会

以上で本日の分科会を終了する。